消費者庁入札等監視委員会について

平成26年10月17日 消費者庁総務課長決定

1 趣旨

消費者庁が行う入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定)に基づく消費者庁入札等監視委員会(以下「委員会」という。)について、次のとおり定める。

2 所掌事務

- (1)消費者庁が締結した契約に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告 を受けること。
- (2)上記契約のうち委員会が抽出したものに関し、契約方式の決定方法、一般競争 入札に係る参加資格の設定理由・入札の経緯、随意契約の理由・経緯等について 審議を行い、消費者庁に対して必要な改善を求めること。

3 委員

- (1)委員は、中立・公正の立場で、客観的に入札及び契約についての審議その他の 事務を適切に行うことができる学識経験を有する者から、消費者庁総務課長が委 嘱する。委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- (2) 委員の数は、3人とする。
- (3)委員の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の委嘱期間は前任者の残任期間とする。
- (4)委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 その職を退いた後も、また同様とする。

4 委員長

委員の互選により委員長を定め、委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

5 会議

- (1)委員会の会議は、委員長が招集し、原則として、年に2回開催する。
- (2) 委員会の会議及び会議資料は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

6 庶務

委員会の庶務は、消費者庁総務課において処理する。

7 その他

このほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この決定は、平成26年10月17日から施行する。